

# 人権さんだ

7 月号

社会を明るくする運動 強調月間

～誰一人取り残さない社会を目指して～

《問い合わせ》

共生社会部福祉共生室人権共生推進課

TEL : 559-5148 FAX : 563-7776

E-mail : jinken\_u@city.sanda.lg.jp

令和4年(2022)

No.520



第72回 社会を明るくする運動

毎年7月は、社会を明るくする運動の強調月間・再犯防止啓発月間です。この運動は、すべての人が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場で力を合わせ、犯罪のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

今回は、特に若い人たちにわかる話題について考えます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

## 成人年齢の引き下げ

「社会を明るくする運動」では、多くの市民が連携し、若者の犯罪・非行防止や更生に取り組んできました。

未成年の犯罪が多岐にわたる状況の中で、本年4月から少年法と民法の一部が改正され、成人年齢が20歳から18歳に引き下げられました。選挙権年齢も18歳であり、責任ある大人として役割を積極的に果たすことが期待される立場になりました。

この法改正は、今後、社会を明るくする運動にどのような影響があるのでしょうか？

## 法改正の目的

今回の法改正は、18歳から自分の意思や目標を明確に持って、自らの判断で経済活動を展開するなど、自立した大人として生活できる人になって欲しいという願いを込めたものと言えます。一方で、18・19歳の人が罪を犯した場合には、その立場に応じて「特定少年」として、引き続き少年法が適用さ

れ、また、「特定少年」が犯した罪により起訴された場合には、実名報道がされるようになります。

こうした法律の改正により、少年を取り巻く状況に大きな変化が予想されます。同時に「特定少年」と言われる18・19歳も含めて若者を犯罪から守る取り組みが一層重要になっています。

## トラブルに注意

### ① 金銭トラブル

これまで20歳未満の人には「未成年者取消権」がありました。18・19歳で悪質な業者によって不当な買い物や契約を強要された場合、最後の防波堤として保護者による取消権があったのですが、それがなくなると、トラブルや犯罪に巻き込まれてしまう危険性があります。



### ② 投資・資産運用のトラブル

18歳から親の同意がなくても、携帯電話の契約やクレジットカードの作成のほか、証券口

座やFX口座などの投資用口座も開設ができるようになります。これは若者にも投資や資産形成が身近になるチャンスとなる一方で、詐欺やトラブルに巻き込まれるなどのリスクもあります。

## 「消費者教育」や「金融教育」の始まり

このような情勢の中、学校教育ではすでに「消費者教育」や「金融教育」が始まっています。実際の授業では、たとえば、給与明細を教材にして、高校卒業後の進路や職業も含めた生活設計に基づいて、具体的にシミュレーションすることも想定されています。このような教育により、「自分で問題を発見して自分で解決する」力を身につけることが大切です。



高校「公共」教科書（第一学習社）より

## 誰一人取り残さない社会を

私たちが新型コロナウイルス感染症拡大というパンデミックに出会ってから3年目になります。

完全な終息は見通せず、これからはウイズコロナの時代ともいわれています。この間に私たちの生活は大きく様変わりし、地域では対面を避けるなど、人と人とのつながりを大切にする様々な取り組みが難しくなってきました。孤独・孤立を感じている人たちの「困り感」を地域全体で共有し「誰一人取り残さない」社会を作るための取り組みが求められています。

私たちは、こうした様々な「困り感」を皆で分かち合い、「あなた一人じゃない」というメッセージを伝えていきたいものです。社会を明るくする運動では、犯罪や非行のない地域をつくるために、市民一人一人が考え、参加するきっかけをつくるのが大切だと考えます。



## 第72回 “社会を明るくする運動”

7月1日から1か月間、法務省主唱により、第72回“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～が全国一斉に展開されます。

この運動は、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

市では、三田市保護司会を中心とする推進委員会により作文コンテスト、非行防止を題材とした公開ケース研究会などが行われます。

《問い合わせ》三田市保護司会事務局（人権共生推進課内）  
TEL 079-559-5148 FAX 079-563-7776



### 人権コラム

#### 「無関心」が差別に

「広報さんだ6月号」の特集記事の中で、「人権」についての市民の意識調査結果の概要を掲載しています。「人権」や「差別」についてどう思いますか？という質問で「あまり関心がない」と答えた人が25・1%ありました。また、「人権学習に参加したいと思わない」と答えた（そう思う、どちらかといえばそう思う）人が61・5%ありました。私たちのまち三田で人権に関して「無関心」と感じる人が増えている傾向を、あなたはどのように感じますか？

#### 言葉で人を傷つけてしまうことがある

私たちが普段使っている言葉も、「無関心」でいることで人の心を深く傷つけてしまうことがあります。例えば、「父兄」という言葉は「保護者」と言い換えるようになりまし。文字からも想像できるように、「父兄」という言葉に女性がでてきませんし、家庭のありようは様々です。

また、同和教育や同和研修という表現の中で用いられている「同

和」という言葉は、部落差別解消のための様々な取り組みで広く使われている言葉ですが、一方でその言葉に悪意を持たせ、「〇〇は同和やで」というように、差別をするために使われる場合があると報告されています。

足を踏まれた「痛さ」は、踏んだ方はわからないという例えがありますが、「無関心」でいることで、人の心を傷つけてはいけません。「無知」「無関心」が差別を作るのではないのでしょうか。

#### 「関心を持って参加する」人権学習に

人権学習や人権研修は、「自分さがし」の場でもあります。人権について「無関心」になることなく自分の事として、「関心を持って」参加してみましよう。自分自身の新しい発見がきつとあるでしょう。誰一人取り残さない社会をつくるのは、私たち一人一人なのです。

### 令和3年度 人権標語・ポスター受賞作品



上野台中学校 3年（前年度）  
永井 朝陽さん

家族の  
笑顔  
ぼくのエネルギー  
学園小学校 4年（前年度）  
村上蓮さん

### くらしの人権相談

TEL 559-5062 FAX 559-5063  
月曜～金曜 9時～17時（※祝日・年末年始を除く）

専門相談員による性的マイノリティ特設電話相談（予約）

TEL 559-5062 FAX 559-5063  
月曜～金曜 9時～17時（※祝日・年末年始を除く）  
※専門相談員との相談日は予約後に調整

人権擁護委員による定例人権相談（予約）

TEL 559-5148 FAX 563-7776  
《次回相談日》7月28日（木）13時～16時

「自分らしく生きる」



けやき台中学校2年(前年度)  
うえみち あいり  
上道 愛莉さん

人権擁護委員の表彰

※人権擁護委員とは、法務大臣が委嘱する民間のボランティアであり、特別職の国家公務員です。

長年にわたり、人権に関する相談や人権教室の開催などの啓発活動を通して、人権のまちづくりを推進されるなどの功績に対して、全国人権擁護委員連合会長と近畿人権擁護委員連合会長から表彰を受けられました。



▲ 榎本 美智子さん

近畿人権擁護委員連合  
会長からの表彰



▲ 安行 英文さん



▲ 石井 千代子さん

全国人権擁護委員連合  
会長からの表彰

平和を考える市民のつどい (オンラインライブ配信あり)

- ◆プログラム：三田市少年少女合唱団による平和の歌  
葛下友和さんの戦争体験談・岩崎順子さんの平和講演ほか
- ◆開催場所：三田市総合福祉保健センター(多目的ホール)
- ◆日時：8月7日(日) 13:30~16:00
- ◆会場定員：先着200名
- ◆申込方法：<https://logofom.jp/form/hyogo-sanda/103519> または  
二次元コードを参照  
電話・FAXでのお申込み先は下記問い合わせ先参照
- ◆その他：手話・要約筆記あり、一時保育の申し込みは7月22日(金)まで
- ◆問い合わせ：平和を考える市民のつどい実行委員会(事務局:人権共生推進課)  
TEL: 559-5148 FAX: 563-7776



※ オンラインライブ配信を希望される場合は令和4年7月22日までに申し込み下さい。

三田市人権を考える会主催

①障害について考える

総合福祉保健センター

三田市人権を考える会副会長  
やそがわ かずみ  
八十川 一三さん

◆申込方法：<https://logofom.jp/form/hyogo-sanda/107207> または二次元コードを参照  
電話・FAXでのお申込み先は下記問い合わせ先参照

◆申込締切：8月12日(金)

◆その他：手話通訳、要約筆記、一時保育の申し込みは8月5日(金)までをお願いします。

《問い合わせ》主催：三田市人権を考える会(事務局:人権共生推進課) TEL: 559-5148 FAX: 563-7776  
後援：三田市・三田市教育委員会

今年の三田幸せプロジェクト

②部落差別について考える

商工会館

部落解放同盟兵庫県連合会事務局長  
きたがわ しんじ  
北川 真児さん

日時：8月21日(日) 10:00~12:30

③性と生について考える

まちづくり協働センター

社会学者・博士  
かんばら ふみこ  
神原 文子さん



4コマまんが

三田市人権を考える会  
マスコットキャラクター  
「ラブピース」



募集 人権標語

令和4年度「人権のまちづくりをすすめる市民運動」

日常生活の中での「あたたかさ」「やさしさ」「ほのぼのとした雰囲気」が伝わる「人間愛」を豊かな感性でとらえた作品を募集します。

市では、家庭においても人権意識の高揚を図り、差別解消に向けて実践力を高めるため、広く市民から人権標語を募集します。

応募期間 7月20日(水)~9月5日(月)

応募期間 8月1日(月)~9月5日(月)

<部門> 小学校低学年の部、小学校高学年の部、  
中学校の部、高校・一般の部

<賞> 図書カード

特選(5000円分)優秀賞(3000円分)入選(1000円分)

募集する作品  
◇身近な生活の中から、人権尊重の生き方を考えさせるもの  
◇さまざまな人権課題について解消の意欲を促すもの  
◇ともに生きる明るい社会のあり方を考えさせるもの

※ 一般的な5・7・5形式に限りません。キャッチコピー的なものでもかまいません。36文字以内で自由に作成してください。

《問い合わせ》三田市人権を考える会事務局  
TEL: 559-5148 FAX: 563-7776

《問い合わせ》共生社会部福祉共生室人権共生推進課  
TEL: 559-5148 FAX: 563-7776

《共通事項》応募資格 市内に在住または在学・在勤している人 入賞発表 「人権と共生社会を考える市民のつどい」(12月3日(土) 郷の音ホールにて開催)